### 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会(第1回) 議事次第

日 時:令和2年8月27日(木) 13時00分~15時00分 (Web会議方式)

- 1. 開会
- 2. 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会の設置について
- 3. 国土交通省におけるこれまでの自動車事故被害者救済対策について
- 4. 自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識について
- 5. 被害者救済対策に係る令和3年度における取組み(案)について
- 6. 本検討会における論点(案)について
- 7. 本検討会の進め方(案)について
- 8. 閉会

#### (配付資料)

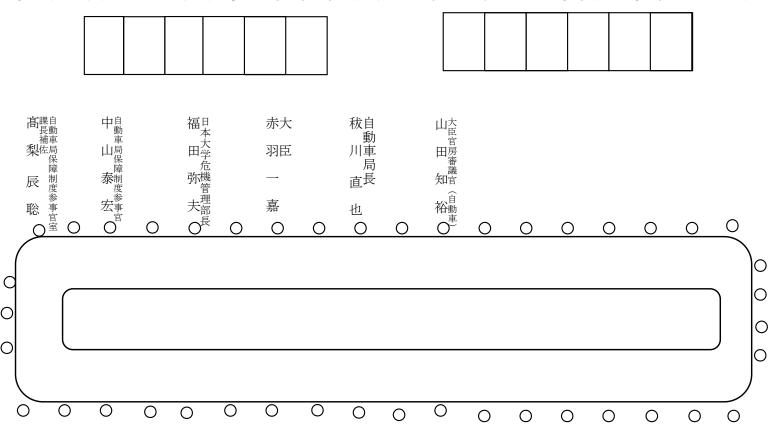
議事次第

配席図

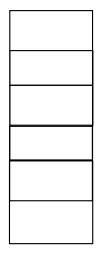
#### 出席者名簿

- 資料 1 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 設置要領(案)
- 資料 2 国土交通省におけるこれまでの自動車事故被害者救済対策
- 資料3 自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識
- 資料4 被害者救済対策に係る令和3年度における取組み(案)
- 資料5 本検討会における論点(案)
- 資料6 本検討会の進め方(案)

### 第1回今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会配席図









出入口②

### 第1回今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 出席者名簿

(敬称略、50音順)

#### 〇 委 員

(有識者) 古笛 恵子 弁護士

福田 弥夫 日本大学危機管理学部長

堀田 一吉 慶應大学商学部 教授

松原 了 社会福祉法人恩賜財団済生会 理事

宮田 昭宏 千葉県救急医療センター診療部長

麦倉 泰子 関東学院大学社会学部 教授

(関係団体) 小沢 樹里 関東交通犯罪遺族の会 代表

桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会 代表

古謝 由美 NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事

徳政 宏一 NPO 法人日本頸髄損傷 LifeNet 理事長

#### O オブザーバー

濱 降司 独立行政法人自動車事故対策機構 理事長

宇田川智弘 一般社団法人日本損害保険協会 理事

近藤 修一 全国共済農業協同組合連合会 常務理事

#### 〇 国土交通省

赤羽 一嘉 国土交通大臣

秡川 直也 自動車局長

山田 知裕 大臣官房審議官(自動車)

中山 泰宏 自動車局保障制度参事官

髙梨 辰聡 自動車局保障制度参事官室 課長補佐

#### 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 設置要領(案)

#### 1. 趣旨

現下の自動車事故被害者救済対策は、平成 18 年度にとりまとめられた「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に関する懇談会」において示された方針に基づいて、進められてきたところ、当時から 10 年以上が経過し、その間、自動車事故被害者等からさらなる被害者救済対策の充実を求める声をいただくとともに、医療・介護技術の進歩や社会保障制度の変化、介護者の高齢化など、自動車事故被害者救済対策を巡る情勢は変化してきた。

こうしたことを踏まえ、様々な分野の有識者の知見や被害者団体の意見等を活かしつつ、効果的、かつ、きめ細かい被害者救済対策のあり方を検討するため、自動車局に有識者等からなる行政運営上の検討会を設置する。

#### 2. 検討会の名称

「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」とする。

#### 3. 検討会の構成

- (1)検討会は、国土交通省が主催するものとし、有識者、関係団体等を構成員とする。(別紙)
- (2) 構成員は、必要に応じて追加できるものとする。

#### 4. 検討会の運営

- (1) 検討会には、座長及び座長代理をそれぞれ1名置く。
- (2) 座長は、必要に応じて、検討事項に関係する者の出席を求めることができる。
- (3) 本検討会は、非公開とする。
- (4) 議事概要及び資料については、会議後、速やかに国土交通省ホームページにて 公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることが できる。
- (5) この設置要領に定めるものの他、会議の運営に必要な事項については、座長が 定めることとする。

#### 5. その他

事務局を国土交通省自動車局保障制度参事官室に置く。

### 今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 委員等名簿

(敬称略、50音順)

#### 〇 委 員

(有識者) 古笛 恵子 弁護士

福田 弥夫 日本大学危機管理学部長

堀田 一吉 慶應大学商学部 教授

松原 了 社会福祉法人恩賜財団済生会 理事

宮田 昭宏 千葉県救急医療センター診療部長

麦倉 泰子 関東学院大学社会学部 教授

(関係団体) 小沢 樹里 関東交通犯罪遺族の会 代表

桑山 雄次 全国遷延性意識障害者・家族の会 代表

古謝 由美 NPO 法人日本高次脳機能障害友の会 監事

徳政 宏一 NPO 法人日本頸髓損傷 LifeNet 理事長

#### O オブザーバー

独立行政法人 自動車事故対策機構

一般社団法人 日本損害保険協会

全国共済農業協同組合連合会

#### 【事務局】

国土交通省 自動車局 保障制度参事官室

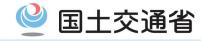
## 資料2 これまでの自動車事故被害者救済対策

## これまでの自動車事故被害者救済対策



年 度	事 業 名	制度変更・拡充
S42年度 S54年度 S58年度	自動車事故相談開始(日弁連交通事故相談センター) <sup>※1</sup> 介護料支給開始(自動車事故対策機構) <sup>※2</sup> 療護施設の設置・運営開始(千葉療護センター) <sup>※3</sup>	<ul> <li>【※1 事故相談】</li> <li>昭和52年より示談あっ旋業務開始</li> <li>平成13年より高次脳機能障害面接相談事業開始</li> <li>平成25年より全国統一のナビダイヤル回線による電話相談開始</li> <li>【※2 介護料】</li> <li>平成13年よりそれまでの神経・精神障害の最重度(常時介護)に加え、随時介護まで支給対象を拡大</li> </ul>
H13年度 H19年度	短期入院協力事業開始 <sup>※4</sup> 短期入院費助成(自動車事故対策機構) 訪問支援開始(自動車事故対策機構) <sup>※5</sup> 療護施設機能委託病床の業務開始(中村記念病院、聖マリア病院)	<ul><li>【※3 療護施設】</li><li>療護施設の設置状況(令和元年度)</li><li>・ 施設数:11ヶ所 (療護センター4ヶ所、委託病床7ヶ所)</li><li>・ 合計病床数:305床</li></ul>
H24年度 H25年度	療護施設機能委託病床の近畿地区への設置(泉大津市立病院) 短期入所協力事業開始 <sup>※6</sup> 短期入所費助成(自動車事故対策機構)	【※4 短期入院】  ・ 平成13年度:5ヶ所→令和元年度:193ヶ所  【※5 訪問支援】
H28年度	療護施設機能委託病床の関東西部地区への設置(湘南東部総合病院)	実施率 令和元年度:73.0%     満足度 令和元年度:4.46(5段階評価)
H29年度	ー貫症例研究型委託病床の設置(藤田医科大学病院)	【※6 短期入所】
H30年度	療護施設機能小規模委託病床の設置(金沢脳神経外科病院) 在宅生活支援環境整備事業開始	・ 平成25年度:8ヶ所→令和元年度:127ヶ所
R1年度	療護施設機能小規模委託病床の設置(松山市民病院)	

## 「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」報告書(H18年度)



### 懇談会開催の趣旨

平成13年自賠法改正により「自動車事故対策事業」を行うことが法定化されるとともに、同改正に際して、改正後5年以内に当該事業の見直しを行うことが附帯決議により政府に求められたことを受けて開催

### 今後の被害者救済対策の見直しの概要

#### 専門的な治療・看護を受けられる機会の確保

- 既存の療護センターの効率的・積極的な活用 入院期間の短縮、認知度向上、学会発表や研修等を通じた治療・看護技術の 普及
- 療護センター機能の委託 一般病院に長期入院受入れ、専用病床等確保に基づく療護センター機能を 委託
- 短期入院協力病院の拡充 短期入院受入可能な一般病院等に対する「短期入院協力病院」指定を増 やし、各都道府県に1以上確保

#### 損害賠償の保障の充実

- 高次脳機能障害認定システムの充実 高次脳機能障害認定システムに係る問題の有無等について検討
- 政府保障事業の運用変更 高重過失の場合に限った減額など、被害者救済の観点から、可能な 限り自賠責保険と同様なものに変更し、損害てん補を充実

#### 心のケア・情報提供の環境整備

- 関係機関等との連携体制の構築 市町村、警察、救急病院や医師会、弁護士会等との連携を強化
- (独)自動車事故対策機構による情報提供の充実 相談窓口機能の強化、情報内容の充実
- 被害者団体活動の支援 被害者家族の活動を積極的に支援(講演会に対する後援等)

#### その他

「親亡き後問題」の解決を含む重度後遺障害者の 生活支援に関する議論等

実態把握に努めるとともに、実現可能な生活支援の方策について、財源に十分に配意しつつ関係者と真摯に議論を継続

### 引き続き検討すべき課題

- 救急治療の支援
- 無保険車対策
- 自賠責保険の支払適正化措置 等

## 被害者救済・事故防止事業(令和2年度予算ベース)



#### 被害者の救済

#### 重度後遺障害被害者への支援

#### ○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障 害者に対する専門的治療を実施<u>(令和2年度一貫症</u> 例研究型委託病症拡充)



#### ○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

(令和2年度支給額引上げ)

#### ○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

#### ○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、 短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和2年4月現在)> 協力病院:200箇所、協力施設:127箇所

#### ○在宅生活支援環境整備事業の実施

在宅重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等の障害者支援事業所へ入所し生活することができるよう事業所の受入体制を整備(令和2年度拡充)

#### 〇今後の被害者救済対策のあり方の検討

自動車事故被害者に対する今後の救済対策の あり方を議論し、被害者救済対策の充実策の 方 向性を検討する。

#### 事故の相談・解決

- ○(公財)日弁連交通事故相談センター による法律相談
- ○救急医療機器整備事業

#### 交通遺児への支援

- 〇賠償金を基にした**育成給付金**の支給
- ○生活資金の無利子貸付 ○交通遺児等の集いの開催

#### 自動車事故の防止

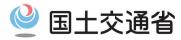
- OASV(先進安全自動車)の普及
- ○運行管理の高度化に資する 器等普及、社内安全教育実施
- 〇プロドライバー等に対する 全運転意識向上に係る教育等



○自動車アセスメント・・・実車を 用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



## (独)自動車事故対策機構の概要



〇目 的

被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止

〇設立

H15年10月~

(前身 自動車事故対策センター S48年~)

〇組 織 本部(東京)、全国に50支所、療護施設11カ所

○ 役職員 353名(うち役員6名、職員347名)(定員)

(令和2年4月1日現在)

○ 資本金 13.174百万円(うち政府出資金13.082百万円、 民間出資金92百万円)(令和元年度末)

〇令和2年度予算

【収入】

• 運営費交付金 7.350百万円

•施設整備費補助金 140百万円

•政府借入金

392百万円

•自動車事故対策費補助金 (介護料支給等) 3.929百万円

\*業務収入等

2.916百万円

【支出】

•人件費

3.112百万円

\*業務経費

9.586百万円

•施設整備費

140百万円

•一般管理費

1.142百万円

• 育成資金等貸付金

23百万円

•政府借入金償還

846百万円



ワンフロア病棟・プライマ

事故被害者を支える





・被害者及びその家族の安心・信頼の醸成



訪問支援サービ スにおいて介護 者から相談

#### 介護料の支給

自動車事故によって、常時又は随時の介護が必 要となった重度後遺障害被害者に介護料を支給

個別に被害者宅に訪問し、介護に関する相談等 に対応し、必要な情報提供を実施

【R1年度支給実績 4.796人】







<改善事例>完全な植物状態→(2年後)自力摂食可能

#### 療護施設の設置・運営

(全国11カ所305床、入院期間は最大3年間)

自動車事故の遷延性意識障害被害者を専門に受け入れ、 治療・看護を実施

## 被害者支援と

自動車事故防止を通して 安全・安心な社会作りに貢献

カウンセリング

手法により、助



子供同士、保護者同士 のコミュニケーション を図る「友の会」活動

#### 生活資金貸付 🞆

・自動車事故による交通遺児等の健全な育成を図るため、 中学校卒業までの子供を対象に生活資金の無利子貸付 を実施【R1年度貸付実績 74人】





#### ・事業用自動車の運行の安全を確保する 運行管理者の資質の維持・向上

【R1年度受講者数 12万人】

視力等を診断し、安全運転を指導【R1年度受診者数 48万人】

## 適性診断

## 事業用自動車の運転者に対し、専用の機器を用いて運転特性、

自動車事故を防ぐ

- 事業用自動車の安全確保が必要
- ・法令上義務付けられており、全国において確実に実施される体制が必要 ⇒ ユニバーサルサービスの確保

自動車アセスメント業務づ 自動車事故から守る

自動車アセスメント



・自動車を販売店で購入し、衝突試験等を実施し安全性

能について、どの程度安全であるかを評価し国民に



・自動車メーカーと利害関係のない公正中立な組織による実施が必要』



(独)自動車事故対策機構は、全国に療護施設(療護センター、委託病床)を設置・運営し、<u>自動車事故</u>による遷延性意識障害者\*に対して適切かつ質の高い治療・看護を実施。

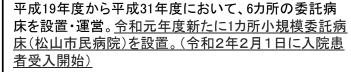
\* 脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者

#### ○療護施設充実の必要性

- ・通常とは比較にならない手厚い治療・看護が必要 → 通常の病院の看護体制では受入不可能
- ・地理的に遠いことなどにより、<u>適切な治療・看護</u>が受けられない遷延性意識障害者が存在



- ・遷延性意識障害者に対する公平な治療機会の確保
- ・<u>効果的な治療の提供</u>が更 に必要



- ·H19.12~ 中村記念病院(北海道札幌市)
- H19.12~ 聖マリア病院(福岡県久留米市)
- ·H25.1~ 泉大津市立病院(大阪府泉大津市)
- •H28.5~ 湘南東部総合病院(神奈川県茅ヶ崎市)
- ·H30.1~ 藤田医科大学病院(愛知県豊明市)
- •H31.1~ 金沢脳神経外科病院(石川県野々市市)
- •R2. 2 ~ 松山市民病院(愛媛県松山市)

#### ○療護施設の治療・看護の特色



#### プライマリー・ナーシング方式

同じ看護師が一人の患者を主担当として継続 して受け持つことにより、きめ細やかな看護体制 を整備。



#### ワンフロア病棟システム

患者のわずかな意識の回復の兆しをとらえることが可能となり、集中的に観察。患者の日常 生活行動や動作訓練がスムーズに行われるよう、スペースを確保。



#### 高度先進医療機器

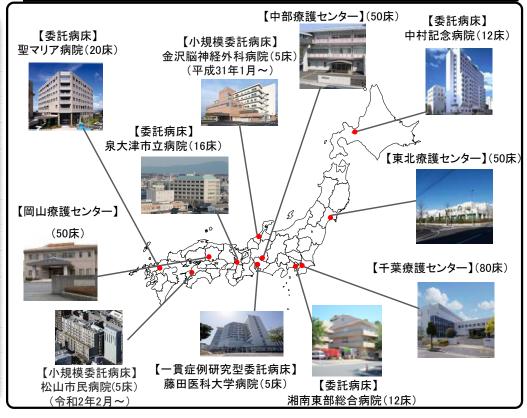
残存する脳機能や新たな脳機能の出現の評価などを実施。治療効果の判定や、効果的な治療・ リハビリ・看護方法の策定などが可能。



#### 療護看護プログラム

温浴刺激療法、用手微振動、ムーブメントプログラム等の全部又は一部を導入し、日常生活行動の再獲得(定期的排便、夜間睡眠、経口摂食など)を目指す。

#### ○療護施設の現状(4ヶ所の療護センター・7ヶ所の委託病床)



## 一貫症例研究型委託病床の拡充



#### 概要

- 〇事故直後の早期の治療・リハビリによる治療改善効果を踏まえ、自動車事故による遷延性意識障害者に対して、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリ等を行う「一貫症例研究型委託病床」を平成29年度に試行的に5床設置し(愛知県藤田医科大学病院)、以下を実施
  - ① 臨床研究を通じ、急性期から連続した治療・リハビリ等の検討、改善等を行い、その成果を普及
  - ② 遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成
- 〇平成29年度以降の臨床研究における、事故直後の早期の治療・リハビリによる治療改善効果を踏まえ、 令和2年度予算にて「一貫症例研究型委託病床」を5床拡充し、症例研究をさらに推し進める。

#### 【既存の療護施設】

救命救急 (原則14日)	急性期<治療> (数週間)		回復期 <治療・リハビリ> (数ヶ月)		慢性期 < 治療・リハビリ>
総合病	院	転院	一般病院	転院	既存の療護施設
【一貫症例研究型	<b>季託病床</b> 】	V		/	

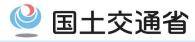
【一貫症例研究型委託病床】

救命救急 (原則14日)		<b>事故直後</b> (事故後30日以内)	~	慢性期<治療・リハビリ>
総合病院	総合病院 転院			一貫症例研究型委託病床

#### 【平成30年1月から令和2年3月までの実績】

- ・累計入院患者数9名、脱却患者数4名(脱却率は約44%)
- ・ 従来の療護施設の脱却率は約26%
  - \*脱却: 意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態。

## 被害者援護業務(介護料の支給等)



自動車事故により、移動、食事、排泄など日常生活において常時又は随時の介護が必要となった <u>重度後遺障害者に対して</u>、自動車事故対策機構が<u>介護料等を支給</u>する。

### 介護料

重度後遺障害者やその家族の方々が日常生活において抱える経済的負担は大きいものであり、 その負担を少しでも軽減させるため、障害の程度に応じて日々の介護経費を支援。

#### 【 支給対象 】

#### 介護用品

- ・介護用ベッド
- ・介護用いす
- ·消耗品

(紙おむつ、導尿カテーテル等) 等







#### 介護サービス

- ・ホームヘルプ
- ·訪問入浴
- ・訪問看護 等



#### 【支給額】

・特 I 種: 月額 85,310円~211,530円 ※労災保険制度におけ

• I種:月額 72,990円~166,950円

- Ⅱ種 :月額 36,500円~ 83,480円

※労災保険制度における介護補償給付の引上げの検討に合わせ、見直しを実施。

※特 I 種 : I 種のうち、自力による移動や摂食ができない等の 症状があるもの。

I 種:脳損傷、脊髄損傷及び胸腹部臓器損傷で常時介護 を要するもの。

Ⅱ種:脳損傷、脊髄損傷及び胸腹部臓器損傷で随時介護

を要するもの。

### 訪問支援の実施

自動車事故対策機構の職員が介護料受給者の家庭を訪問し、様々な支援情報を提供するとともに、介護に関する相談や日常の悩みを聞くことなどで、精神的支援を強化。



訪問支援の様子

## 短期入院協力事業・短期入所(ショートステイ)協力事業の概要



#### 概要

短期入院:130百万円(R1:173百万円)短期入所:25百万円(R1:31百万円)

介護者の病気・各種行事や介護休養等の際に、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方が安心して短期入院・入所を利用することができるよう、国土交通省において、積極的に短期入院・入所の受入れを行う一般病院・障害者支援施設等を指定し、当該指定を受けた病院・施設に対し、短期入院・入所の受入体制の整備・強化に係る経費を補助する制度。

#### 補助対象

「短期入院協力病院」として指定した医療機関 (全国200ヵ所) 「短期入所協力施設」として指定した障害者支援施設等 (全国127ヵ所)

#### 補助内容

① 医療器具・介護器具等の導入に係る経費

(補助率:定額,3/4,1/2,1/4)



(医用テレメーター)



(特殊浴槽)

② 研修等経費、広報活動費等に係る経費

(補助率:定額)

#### 事業開始の経緯

■ 短期入院協力病院(平成13年度~)

平成12年度の「今後の自賠責保険のあり方に係る懇談会」後遺障害部会中間報告による「協力医療機関を募集し、短期入院を実施する体制の整備を図ることが適当」との提言。

■ 短期入所協力施設(平成25年度~)

平成23・24年度に行った調査において明らかとなった「多くの介護料受給資格者が、病院だけでなく障害者支援施設等への短期入所を利用している」等の実態を踏まえ、被害者団体等との意見交換会で 支援のあり方について検討。



在宅介護を支援するため、短期入院・入所に対する支援が必要

#### <短期入院協力病院・短期入所協力施設とは>

短期入院協力病院

<u>在宅重度後遺障害者の短期受入を行う病院であり、医師による診察、検査及び経過観察の他、介護技術等の介護者向けの指導等</u>を受けることができるもの。

短期入所協力施設

<u>在宅重度後遺障害者の短期受入を行う障害者支援施設等であり、短期入所サービス(入浴、排泄及び食事等の介護)</u>を受けることができるもの。

- ※受入対象者は、(独) 自動車事故対策機構に認定された<u>介護料受給資格者(特 I 種、I 種、Ⅱ 種)。</u>
- ※利用期間は、原則1回あたり2日以上14日以内(1年間に複数回の利用可)。

#### 協力病院等の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
協力病院	126病院	144病院	157病院	166病院	177病院	189病院	193病院
協力施設	8施設	28施設	47施設	71施設	92施設	107施設	127施設





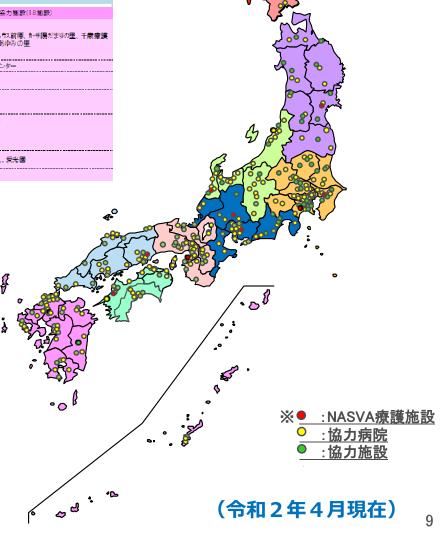
## 全国の短期入院協力病院、短期入所協力施設(令和2年4月現在) 🤎 国土交通省



		協力病院(10病院)	協力施設(13施設)
北海道	北海道	中村記念病院、札幌U-5かば台病院、中村記念病病院、札 促秀友会病院、共爱会病院、回館新都病病院、豊岡中央病 院、星が浦病院、帯広第一病院、洞島病院	横縞かしわぎ圏、北海選リル・リテ・ションセンタ・康鎮部、伊達リハ とりセンタ・、やすらぎ風、数景圏、丹頂の圏、グリン・イム、ケアセ ンケ・業町、役のみ・バム、きさく苑、朝里ファミリア、後速リルとリセン タ・、風足わかふい圏
		· 協力病院(13病院)	協力施設(II 施設)
		十和田市立中央病院、ときわ会病院	金浜療護圏、松舘療護圏
東		盛岡友愛病院、奥州病院	瑞雲在 - 英意園 - 2 (香)
北。		東北寮護センター、葵会仙台病院 市立大森病院、由利組合総合病院	若草園、ふぼう 桐ヶ丘、雄高園
		山彩徳洲会病院、庄内余目病院	南陽の里、すげさわの丘、月光圏
	福島	かしま病院、竹田綜合病院、南相馬市立総合病院	南東北さくら館
		協力病院(41病院)	協力施設(26施設)
	茨城	総合病院土浦協同病院、古河総合病院、牛久受和総合病 院、ひたちなか総合病院	たまり刈れ、すみれ圏
	栃木	塩原温泉病院、苦閒記念病院	ハキフィルド、ひのきの柱、光輝舎
	群馬	美原記念病院、群馬リルビリテーシシ病院、沼田脳神経外科循環器科病院、館林記念病院	<b>観光在、東毛会はるかぜ在</b>
no ·	千葉	干業療護センター、津田沼中央総合病院、干業受友会記念 病院、柏たなか病院、干業・柏川ビリテージン病院	ディアフレンス・美浜、アコモト、太陽の丘木・ム
東	埼玉	八潮中央総合病院、イムス富士見総合病院、三郷中央総合 病院、東埼玉病院、富家病院	新光苑、ハキホートセンターともいき、グリーンモル美里
	東京	大播病院、木材病院、電切中央病院、永生病院、顔川紀念 病院、村山医療センター、大久野病院、東京共済病院、武蔵 野徳州会病院、新京浜病院、河北ハビリテ-ション病院	新倉けやき圏、〒ミークス東総谷、みずき
	往空川	新戸塚病院、川崎區同病院、AOI 国際病院、たま日吉台病 院、蘭書温泉病院、港河原病院、湘南東部総合病院、康心 会沙見台病院	リエゾン笠間、リー(ユ川崎、丹沢レジテンシャルホ・ム、アガベ壱番 館、湘南帝望の塔、水平線、川崎市れい・バボラ川崎、重度神 寮川後保護施設、神察川後保護施設
	山梨	笛吹中央病院、山梨病院	かじか豪
		協力病院(24病院)	協力施設(7施設)
	新潟	桑名病院、新潟西浦メディかいセンケ病院、白根大通病院、村 上総合病院、糸魚川総合病院、新潟ルとリテンシを病院、新 湖聖寶病院	かたくりの里、いわくすの里
北陸信越		鹿牧湯病院、桔梗ヶ原病院、健和会病院、諏訪中央病院	ショナスティみやた、大管の里
	看川	石川県済生会金沢病院、恵寿総合病院、河北中央病院、金 沢脳神経外科病院	夢ようよう、青山彩光苑ライフサボートセンター
	富山	富山西総合病院、丸川病院、高岡病院、富山西リモリテーション病院、吉見病院 -	マシ圏木の香
		施力病院(20病院)	協力施設(11 施設)
	愛知	名古屋被済会病院、干秋病院、豊田地域医療センタ、藤田 医科大学病院、さくら総合病院、八千代病院、知多原生病 院、産美病院、守山いつき病院	<b>蒙王苑</b> 、太郎と花子、夢の家
部	静岡	静岡済生会総合病院、総合病院聖隷三方原病院、すずかけ センラル病院、康心会伊豆東部病院	高差、百花園、百花園 宮前ロッチ、厚生寮
	岐阜	中部療護センター、多治見市民病院、松波総合病院	西濃サンホーム、飛騨うりす苑
			小山田苑
	福井	福井県済生会病院、木村病院	第三やすらぎの郷
		協力病院(28病院)	協力施設(25施設)
	大阪	大阪時明館病院、大阪府済生余中津病院、ボバス記念病院、ボガサスリル・リテショ病院、東大津市立病院、愛仁会リハ ヒリテンショ病院、河崎病院、おかく含着問リたリテンショ疾院、 藍の都脳神経外科病院、堺平成病院	
近	京都	十条武田リハビリテーション病院、洛和会音羽病院、宇治病院、 舞鶴共済病院	天ヶ瀬京、こいつじの苑、こひつじの苑舞譲
- E	奈良	察良西部病院、済生会中和病院、西大和ルビリテーション病院、家良セントラル病院、家良医療センタ・病院	雅乃鄉、大淀園、仁優園
		市立長浜病院、済生会守山市民病院	湖南ホームタウン、湖北タウンホーム
		紀和病院、貴志川リハビリテーション病院	
	兵庫	真星病院、平成病院、東浦平成病院、六甲病院、尼崎/总、 つ病院	リバティ神戸、希望の家グリンホーム、はんしん自立の家、ライフ ガーデン加古川、みどり荘、希望の家ワークセンター



全国に200カ所の協力病院と 127カ所の協力施設を指定



## 介護者なき後を見すえた日常生活の充実(在宅生活支援環境整備事業)



【令和2年度予算額:313百万円(前年度:300百万円)】

#### 概要

在宅で療養生活を送る自動車事故により重度後遺障害を負われた方の「介護者なき後」に備えた受入環境を整備し、安心して日常生活を送ることができるよう、平成30年度より、障害者支援施設及びグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助する制度を創設。

#### 補助対象

- ① 障害者支援施設
- ② グループホーム

#### 補助内容

① 介護機器等の導入に係る経費 (補助率:定額,3/4,1/2,1/4)





(介護リフト)

(介護ベッド)

② 介護職員の人材確保等に係る経費 (補助率: 定額,3/4,1/2,1/4)

#### 背景

「介護者なき後」に備えた重度後遺障害者の受入環境の不足

自動車事故による後遺障害を負われた方を介護するご家族の 高齢化の進展等により、介護が困難になった後には障害者支援 施設等が受け皿となり得るが、**受入可能な施設が不十分。** 

#### 具体的な課題

- 医療機器等の未導入・老朽化により、安全・安心な介護が 困難
- ・ 喀痰吸引等の医療行為を行える介護職員が少ない (夜間体制が不十分)



医療機器等の導入・介護職員の人材確保等に支援が必要

## 自動車事故医療体制整備事業(救急医療機器整備事業)の概要



### 概要

自動車事故被害者の救済を図るため、救急病院に対する救急医療設備の整備に要する経費の一部を補助

#### 補助対象医療機器及び要件等

医療機器名	超音波診断装置	生化学自動分析装置	血球計数装置	X線撮影装置	X線TV装置	コンピュータX線 断層診断システム
用途		液体成分(血清)や尿を検体とし、 試薬と反応させ、糖やコレステロール、 タンパク、酵素などの各種成分の測 定を行う。	血液中に含まれる赤血球 , 白血 球, 血小板などの成分を分類計数 する。		TVモニターで体の透視像をリアルタ イムに見ながら検査する。	脳内の形態を明確に画像化し、損 傷部分を明らかにする。
医療機器(イメージ)	- 100 m		, market and the second			

医療機器名	CRシステム	磁気共鳴断層撮影装置
		頭部の断層像を任意の裁断面で 得られる。(縦、横、斜めなどの三 次元表示)
医療機器(イメージ)	Trong I	

#### 補助対象事業者の主な要件

- ・自動車事故救急患者の受入があること
- ・地域の基幹的な位置づけであること等

#### 補助率及び補助限度額

補助対象経費	補助率	補助限度額	医療機器数
合計で6千万円以上	1/12	1千万円	2 品まで

※ 医療機器の設置工事費及び搬入費用は補助対象外

## 自動車事故相談及び示談あっ旋事業((公財)日弁連交通事故相談センター)の概要



#### 組織概要

名称

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター (http://www.n-tacc.or.jp/)

設立日

昭和42年9月29日

#### 主な事業内容

- ・自動車事故の損害賠償に関し無償による法律相談及び示談のあっ旋
  - ※ 全国157か所の相談所において交通事故の民事紛争に関する法律相談業務を、43か所において示談あっ旋業務を実施(R2.4.1現在)
- ・自動車事故による損害賠償額算定の合理化に関する調査研究
- ・自動車事故による民事損害賠償訴訟の適正迅速化に関する調査研究
- ・自動車事故損害賠償に関する知識の普及及び広報

#### 等

#### 主な相談内容

- ・賠償責任者の認定 (無断転貸、盗難車の事故等)
- ・損害賠償額の算定
- ・賠償責任の有無、過失の割合
- ・自賠責保険及び自動車保険関係の問題
- ・政府保障事業(ひき逃げや無保険車による事故のてん補請求の手続き方法)
- ・その他交通事故の民事上の法律問題(示談の仕方、時効等)



#### 国からの補助金の概要

補助対象事業

自動車事故に係る損害賠償問題について、弁護士が相談に応じ、必要な指導及び示談のあっ旋を

行う事業等に要する経費の一部を補助。

補助金交付額

568,826千円(令和元年度)

補助事業実績

事故相談年間36,941件(令和元年度)示談あつ旋年間1,268件( " )電話相談年間1,019件( " )高次脳機能障害相談年間47件( " )



## 交通遺児育成給付金支給事業((公財)交通遺児等育成基金)の概要



#### 組織概要

名称

公益財団法人 交通遺児等育成基金(旧名称:財団法人交通遺児育成基金) (http://www.kotsuiji.or.jp/)

設立日

昭和55年8月1日(※平成23年11月、財団法人 自動車事故被害者援護財団と合併)

#### 主な事業内容

- ・交通遺児であって、所定の拠出金を払い込んだ者(加入者)に対して育成給付金の支給を行う事業 (交通遺児育成基金事業) その他の加入者に対する生活及び学業の支援のための事業
- ・交通遺児等の精神的支援に資する事業
- ・その他基金の目的を達成するために必要な事業 等



自動車事故対策機構が行っている 「交通遺児友の会」活動への協力

#### 補助対象事業の概要

補助対象事業

自動車事故の交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を長期にわたり安定的に給付する事業

に要する経費の一部を補助。

補助金交付額

16,140千円(令和元年度)

補助事業実績

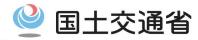
加入総数 554人(令和2年3月末)



#### <交诵遺児育成給付金支給事業>

交通遺児育成給付金支給事業は、自動車事故の交通遺児が、損害保険会社などから支払われる損害 賠償金等の中から、拠出金を(公財)交通遺児等育成基金に払い込んで基金に加入すると、(公財) 交通遺児等育成基金が、拠出金を公社債等で安全・確実に運用し、これに毎年の国の補助金や民間から の援助金を加えて、交通遺児に対し満19歳に達するまで育成給付金を支給していく制度。





#### 交通遺児等貸付制度

種別	目的	貸付対象者	貸付金額	利子	返済期間	返還方法	返還猶予	対象者
交通遺児等貸付け (独立行政法 人自動車事故 対策機構法第 13条第5号イ)	保護者が死亡 又は重度の後 遺障害となった となった家庭の 児童の健全な 育成を図る。	自動車事故によ り死すのの は は は り死すの り は り で り り で り り り り り り り り り り り り り	一時金 (貸付当初) 15万5千円 月額2万円 又は1万円 入学支度金(小中学校入学時 希望者) 4万4千円	無利子	中学卒業後、 6月又は1年 据え置き、以 後20年間	月賦、月賦・半年賦併用、一括	高校、 でき でき でき でき、 でき、 のでは、 の	74人 (R1年度 末現在)

#### 交通遺児等及びその家族に対する精神的支援

交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、会報の発行や子ども同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供するなどの精神的支援を図っている(子どもの教育問題、将来への不安などの悩み等を共有)。



「友の会の集い」

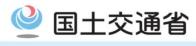
保護者同士のコミュニケーション

#### 参加した家族の声

- ・日頃心に思っていることを口に出せたり、普段なかなか話せないこと等を聞くことができ、このような場が貴重な一時だったと感謝している。
- 子供を想う気持ち、夫を亡くした悲しみなどを共感できた。

# 資料3 自動車事故被害者の抱えている課題 の現状認識

## 令和元年度の被害者救済対策に係る意見交換会について(まとめ) 🔮 国土交通省



#### 背景

- ・平成22年度より、被害者団体等と意見交換会を開催し、被害者等のニーズに応じた被害者救済対策を行うべく、各種課題の整理を行い、対応を進めてきたところ。
- 当事者のニーズは日々置かれた状況により変化していくため、引き続き**ニーズに合った被害者救済対策を進めていくため、被害者団体等との意見交換会を開催。**

#### 令和元年度の意見交換会

#### 開催状況

#### 「参加者](敬称略)

有識者 赤塚 光子

(元立教大学教授)

麦倉 泰子

(関東学院大学教授)

被害者団体 桑山 雄次

(家族の会)

古謝 由美

(友の会)

外﨑 信子

(友の会ナナ)

横山 恒

(家族の会わかば)

徳政 宏一

(LifeNet)

厚生労働省、NASVA

事務局(国土交通省)

#### 「開催回数]

#### 計4回 開催

第1回 元年 8月27日(火)

第2回 元年11月12日(火)

第3回 2年 1月31日(月)

第4回 2年 5月21日(木)

※書面開催

#### 今後の取組の方向性

#### ① 支援制度の周知、各種相談支援窓口等との適切な連携及び情報提供の充実

事故にあった直後から在宅生活に至るまで、それぞれの状況に応じて、必要な支援や情報提供が適切になされることが重要。 支援に関する情報は事故後早期の入手が望ましいことから、自治体に設置されている相談窓口をはじめとしたあらゆる場所で提供され るよう、支援関係機関との連携を促進・強化する。

また、各種相談・支援の際に活用できるようパンフレット・HP等による情報提供を継続し、さらに情報がわかりやすく、かつ、的確に必要 とされる方に提供されるよう周知環境の充実を図る。

#### ② 短期入院・入所の利用促進をはじめとする在宅生活の支援と介護者なき後を見据えた取組の充実

在宅で生活する後遺障害を負った被害者の支援には、短期入院・入所の利用促進や介護者なき後を見据えた取組が重要。 在宅生活の支援については、これまでに意見交換会、交流会、アンケートを通じて得られたご意見を踏まえ、リハビリテーションの充実など 自動車事故被害者のニーズの高い取り組みに着目した短期入院・入所の利用促進策の検討を進める。こうした取り組みを進めることに より、自動車事故被害者の満足度向上、お試しや緊急時などの利用、介護者なき後を見据えた短期入院・入所の利用経験につなげて いくことが重要である。

介護者なき後を見据えた取り組みについては、生活の場を確保する観点から、グループホーム等へ適切な支援を継続して行うとともに、 日々の財産管理や身上監護の観点から、成年後見制度利用促進専門家会議において示された中間検証の方向性を踏まえつつ、必要 な施策の検討を進めていく必要がある。

#### ③ 支援施策の充実に向けた取組

被害者保護につながる支援施策は、効果的、かつ、利用者が分かりやすく安心して利用できるものとすることが重要。

具体的には、療護施設の今後のあり方、再生医療をはじめとした医療・介護技術の進歩への対応、介護者なき後への備え、事故直後 や高次脳機能障害・脊髄損傷の自動車事故被害者への支援策の検討など、真に自動車事故被害者の方々が必要とされ、かつ、効果 的な施策の検討を令和2年度に立ち上げることを予定している「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」において 実施する必要がある。

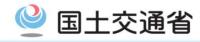
## 自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識



## 遷延性意識障害

	日中	· 【 夜間	課題
急性期	急性與	期病院	一貫症例研究型委託病床における
回復期	回復期リハビリ	' テーション病院 :	↑ 臨床研究の症例の蓄積や研究成果 のヨコ展開
慢性期	療護	施設	・療護施設の拡充(待機患者の最小化) ・療護センターの老朽化対策 ・療護施設の今後のあり方
慢性期	日中サービス	在宅	<ul> <li>療護施設退院後のリハビリ機会確保</li> <li>協力病院・施設における重度後遺障害者の受入能力向上(医療行為等への対応等)</li> <li>NASVAと関係機関の連携強化</li> </ul>
介護者なき後	介護医療院 障害者支援施設・	・ ・療養病床 グループホーム等	<ul><li>生活の場の確保</li><li>財産管理・身上監護 (成年後見制度の利用等)</li></ul>

## 自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識



## 脊髄損傷

	日中	· 【 夜間	課題
急性期	急性其	: 期病院 !	
回復期	回復期リハビリ	       	・回復期リハ病棟における入院期間 (180日)を超えてリハビリ(治療) を要する場合の病院等の確保
慢性期	日中サービス	在宅	<ul> <li>協力病院・施設における重度後遺障害者の受入能力向上 (医療行為等への対応等)</li> <li>NASVAと関係機関の連携強化</li> </ul>
介護者なき後		: :・療養病床 ・グループホーム等 :	<ul><li>生活の場の確保</li><li>財産管理・身上監護 (成年後見制度の利用等)</li></ul>

## 自動車事故被害者の抱えている課題の現状認識



## 高次脳機能障害

	日中	!   夜間	課題
急性期	急性其	: 期病院 !	
回復期	回復期	¦ 射病院	・ 継続的にリハビリ(生活訓練)を 要する場合の施設等の確保
慢性期	日中サービス(自立訓練等)	: : : :	<ul> <li>協力病院・施設における高次 脳機能障害者の受入能力向上 (社会的行動障害等への対応等)</li> <li>NASVAと関係機関の連携強化</li> </ul>
介護者なき後	だける。 介護医療院・療養病床 障害者支援施設・グループホーム等 に対している。		<ul><li>生活の場の確保</li><li>財産管理・身上監護 (成年後見制度の利用等)</li></ul>

## 資料4 被害者救済対策に係る令和3年度 における取組案



## 療護施設の充実

治療機会の確保や効果的な治療提供のため・・・

療護施設の充実を図るとともに、 一貫症例研究を推進

## 新たな施策の検討

リハビリの機会確保や介護者なき後への不安軽減に向けた支援策検討のため・・・

調査を実施

## 介護者なき後への備え

介護者なき後の生活の場確保のため・・・ 障害者支援施設や グループホームへの支援を充実

## 新型コロナ対策

感染症対策のため・・・

療護センターの改修や 必要な機器の整備等を実施

# 被害者救済対策のさらなる充実を図る

## 資料5 本検討会における論点(案)

## 自動車事故被害者及びその家族からの要望

療護施設の充実

リハビリの機会 の確保

介護者なき後 への備え

事故直後の支援

### 被害者救済対策の目指す方向

- 後遺障害の残った者が治療やリハビリの機会の提供を安心して受けられる環境を整備
- 介護者なき後に対する不安や事故直後における不安の軽減を図るため、安心できる支援策を具体化

#### 療護施設の充実

- 待機患者の最小化 療護施設への入院待ちをしている待機患者の最小化が必要
- 老朽化対策の検討

開設から30年超が経過する千葉療護センターをはじめとした療護 センターの老朽化対策の方向性を検討

療護施設のあり方の検討

病院の機能分化等が推進され、委託病床の受け皿となる慢性期病棟 が減少していく状況や、技術が向上したリハビリを受けることで症状 改善の可能性が高まること等を踏まえ、今後の療護施設のあり方を検討

### 介護者なき後への備え

● 生活の場の確保等

グループホーム等を対象とした補助事業の充実をはじめ、介護者な き後の生活の場の確保等に必要となる支援策を検討

#### リハビリの機会の確保等

- 療護施設退院後のリハビリ 療護施設退院後に継続してリハビリを受けられる機会の確保
- 脊髄損傷を負った場合におけるリハビリ 長期にわたり、リハビリを受けられる機会の確保
- 高次脳機能障害を負った場合におけるリハビリ 長期にわたり、生活訓練(リハビリ)を受けられる機会の確保
- 短期入院・入所のあり方の検討 医療行為や社会的行動障害等への対応能力の向上策等の検討

#### 事故直後の支援

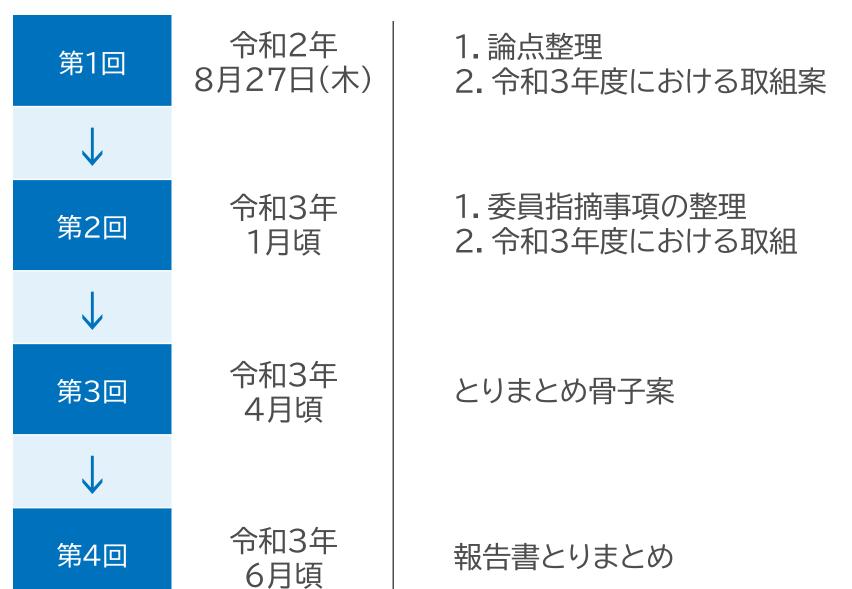
事故直後の被害者への精神的支援

同じ経験を持った方々が結成した民間団体による被害者への精神 的支援活動を推進するための方策を検討

# 資料6 本検討会の進め方(案)



## 議 題



※ それぞれの回の間では委員との個別の意見交換や委員指摘事項の調査を実施